

各県立学校長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言解除に伴う県立学校における教育活動等について  
(通知)

この度、本県を含む 1 都 3 県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和 3 年 3 月 21 日をもって解除されることを受け、本県の「特措法に基づき緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は廃止されることになりました。

については、本県の「実施方針」が廃止されることに伴い、県教育委員会として、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととしましたので通知します。

なお、国の緊急事態宣言は解除されますが、県内の感染状況については依然として警戒しなければならない状況が続いていることから、別紙を参考に学年末・学年始休業の過ごし方について、児童・生徒等に御指導くださるようお願いいたします。

<高等学校、中等教育学校>

ア 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒等への対応等》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間が継続される間は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。(令和 2 年 12 月 25 日付け通知時点の対応に戻す。)
- 段階的緩和期間が終了した後は、授業実施上の留意点を踏まえて実施する。(令和 2 年 7 月 9 日付け通知時点の対応に戻す。)

ウ 入学式について(令和 3 年 1 月 27 日付け通知のとおり。)

- 感染防止対策を講じて実施する。

- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保。)
  - ・式への参加者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参加も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる。)

エ 部活動について(令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。)

- 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。(令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。)
- 段階的緩和期間中は、県内の大会等の参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。(令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。)
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。(令和2年7月9日付け通知時点の対応に戻す。)

オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

キ PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

ク 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、段階的緩和期間中の夜間(20時以降)における利用は、引き続き中止とする。

段階的緩和期間が終了した後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

※段階的緩和期間中の対応

高等学校及び中等教育学校については、令和2年12月25日付け高第3681号教育長通知「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」により対応する。

特別支援学校については、令和2年12月25日付け特支第1454号教育長通知「特別支援学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」により対応する。

問合せ先

【学習活動に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 櫻井、小原

電話(045)210-8254 (直通)

【P T A活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話(045)210-8342 (直通)